

オープンカウンター方式による見積依頼の公示

次のとおり見積書の提出を招請します。

令和5年11月28日

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
契約担当役 東京支社長 浅見 均

1. オープンカウンター方式による見積合わせに付する事項

- (1) 通知番号 鉄運東支用二第231113003号
- (2) 件 名 横浜市港北区箕輪町三丁目地内の土地売却に係る鑑定評価業務（その1）
- (3) 仕 様 等 仕様書のとおり
- (4) 履行期間 契約締結日から令和6年3月8日まで
- (5) 履行場所 東京都港区芝公園2-4-1 芝パークビル
独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
東京支社 用地部用地第二課

2. 参加資格

次に掲げる条件を全て満たす者であること。

- (1) 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構契約事務規程（平成15年10月機構規程第78号）第4条又は第5条の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和4・5・6年度全省庁統一資格において、「役務の提供等」（等級及び地域は問わない。）の競争参加資格を有している者であること。
- (3) 見積合わせの時に、「関東甲信地区」において、当機構理事長から独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱（平成15年10月機構規程第83号。以下「指名停止等措置要綱」という。）に基づく指名停止、又は国の各省各庁から指名停止を受けていないこと。
- (4) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、当機構が行う公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (5) 不動産の鑑定評価に関する法律（以下「法」という。）第22条第1項の規定に基づく登録を受けている不動産鑑定業者であって、過去5年以内に同法に基づく監督処分を受けていないこと。
- (6) 不動産鑑定評価書を作成する不動産鑑定士は、法第40条の規定する懲戒処分の期間中でないこと。

- (7) 法第41条の規定に該当する機関でないこと。
- (8) 東京都及び神奈川県（以下、「同一域内」という）内に事務所を有すること。
- (9) 同一域内で直近3年以内に鑑定評価の実績を有すること。

3. 問合せ先

〒105-0011 東京都港区芝公園2-4-1 芝パークビル5階
独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構 東京支社総務部契約課
電話：03-5403-8732 FAX：03-5403-8770
電子メール：keiyaku.tky@jrtt.go.jp

4. 仕様書等の交付期間及び方法

- (1) 交付期間 公示の日から見積書提出の期限の日まで。
- (2) 交付方法 当機構ホームページからダウンロードすること。
アドレス：<https://www.jrtt.go.jp/>

5. 仕様書等に対する質問

- (1) 仕様書等に対して質問がある場合は、令和5年12月6日16時00分までに質問書（任意の様式）を上記3. に郵送、信書便（民間業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第2項に規定する信書便をいう。以下同じ。）、持参、電子メール又はFAX（郵送の場合は書留郵便、信書便の場合は書留郵便と同等のものに限る。電子メール及びFAXによる場合は、押印を省略する場合に限り認めるものとし、提出後は、着信確認のため、提出先に電話により確認すること。以下「郵送等」という。）により提出すること。
（持参の場合は休日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日をいう。以下同じ。）を除く10時から16時まで。）
- (2) 質問の回答は令和5年12月8日までに仕様書等を交付したダウンロードフォルダ内に掲載する。

6. 見積方法、見積書の提出及び見積合わせの日時、場所等

- (1) 見積書は、持参、郵送（書留郵便に限る。）又は信書便（書留郵便と同等のものに限る。）により提出すること。電子メール及びFAXを含む電送による見積書の提出は認めない。また、見積書と併せて2.（9）の条件を証する書類として、別記様式「鑑定評価の実績」を提出すること。
ア 持参の場合の見積書の提出期限は、令和5年12月19日15時。
（事前提出の場合は休日を除く10時から16時まで。）
イ 郵送又は信書便による場合の見積書の提出期限は、令和5年12月19日15時。
- (2) 見積合わせは、令和5年12月19日16時00分。

(3) 場 所

〒105-0011 東京都港区芝公園2-4-1 芝パークビル5階

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構 東京支社

(ただし、郵送又は信書便による見積書の提出場所は、当機構東京支社総務部契約課。)

(4) 見積方法

- ① 見積者は、当該調達に要する一切の諸経費を含めた契約金額を見積るものとする。
- ② 契約の相手方の決定に当たっては、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって決定価格とするので、見積者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載すること。
- ③ 見積りに際し、納入を行う物品等は規格の指定されたものを除き、仕様書等で指定した規格等と同等以上のものとする。

(5) 見積の執行回数

見積執行回数は、原則として2回を限度とする。

7. 契約の相手方の決定方法

- (1) 有効な見積りを行った者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低価格の見積りを行った者を契約の相手方とする。
- (2) 契約の相手方となるべき同価格の見積りを行った者が二人以上あるときは、以下によりくじ引きで契約の相手方を決定するものとする。
紙くじを実施のうえ、契約の相手方を決定するものとする。くじ引きの日程は電話等で速やかに通知する。くじ引きに参加することができない場合は、その者に代わって当機構の契約事務に関係のない職員にくじを引かせる。
- (3) 見積合わせの結果は、見積合わせをした翌日(翌日が休日の場合は、その日以降最初の平日)までに契約の相手方となった者にのみ通知する。契約の相手方となった者以外には問い合わせがあった場合に限り見積合わせの結果を通知する。

8. その他

- (1) 本件の見積参加にあたっては、「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構オープンカウンター方式実施要領」「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構契約申込心得」を熟読すること。実施要領及び契約申込心得は当機構ホームページで公開している。
- (2) 見積書作成及び提出にかかる費用は、すべて見積参加者が負担するものとする。
- (3) 当機構の都合により、見積合わせを取りやめることがある。
- (4) 使用する言語は日本語、通貨は日本円、時間は日本の標準時及び単位は計量法によるものとする。

- (5) 契約保証金 免除
- (6) 資格審査及び技術提案等の評価にあたって、当機構の退職者がいる企業に対する配慮及び優遇は一切行わない。
- (7) 契約書の作成の要否 要